3社会的養護 ①社会的養護の歴史的変遷

次の記述のうち、正しいものにはO、誤っているものにはXをつけなさい。

- 1601年に制定されたエリザベス救貧法では、子どもを福祉施設に収容し、保護をした。
- 2 1933 (昭和8) 年に制定された児童虐待防止法は、18歳未満の児童を保護責任者による虐待から保護する法律である。
- 3 明治以降は、キリスト教や仏教等の宗教関係者が、私財や寄付金等で施設をつくり、子どもの保護を行った。
- 4 石井亮一は、知的障害児が自ら輝くようにという願いを込めて『この子らを世の光に』を著した。
- 5 1950 (昭和25) 年、石神井学園の園長、堀文次の論文『養護理論確立への試み一ホスピタリズムの解明と対策』 をきっかけに、日本でホスピタリズム論争が展開された。

- 1 × 施設収容はせず、徒弟制度のもと、劣悪な環境で働かされた。
- **2** × 18歳ではなく、14歳である。
- 3
- 4 × 石井亮一ではなく、糸賀一雄である。
- 5

3社会的養護 ②現代の社会的養護

次の記述のうち、正しいものにはO、誤っているものにはXをつけなさい。

- 日本の社会的養護は、施設養護が約8割、家庭養護が約2割で、施設養護に大きく偏っている。
- 2 社会的養護を担う施設の入所児童のほとんどは、被虐待経験がない。
- 3 社会的弱者の権利擁護や意思の表明を支援すること、またその代弁を行うことをパーマネンシーという。
- 4 社会的養護自立支援事業では、生活相談や就労相談を実施している。
- 5 社会福祉基礎構造改革のもとで、すべての児童福祉施設が措置制度から契約制度に変わった。

- 1 0
- 2 × 多くの入所児童に被虐待経験がある。
- 3 × パーマネンシーではなく、アドボカシーという。
- 4
- 5 × 乳児院や児童養護施設等、一部の施設で措置制度が存続されている。

3社会的養護 ③社会的養護における法律

次の記述のうち、正しいものにはO、誤っているものにはXをつけなさい。

- 1 被措置児童等虐待の禁止は、「児童虐待の防止等に関する法律」に規定されている。
- **2** 自立援助ホームの利用対象者は原則として20歳未満であるが、就学している者に限っては、22歳に達する日の属する年度末まで引き続き利用することができる。
- 3 児童福祉施設は、最低基準を理由として運営を低下させることが禁止されている。
- 4 児童養護施設には、児童福祉司の配置が義務づけられている。
- 5 「児童虐待の防止等に関する法律」における児童虐待の定義は、身体的虐待、性的虐待、心理的虐待の3種類である。

- 1 × 児童虐待の防止等に関する法律ではなく、児童福祉法である。
- 2 🔾
- 3
- 4 × そのような規定はない。児童福祉司は、児童相談所に配置される。
- **⑤** × 3種類ではなく4種類である。保護の怠慢(ネグレクト)も虐待として定義されている。

3社会的養護 ④家庭養護

次の記述のうち、正しいものには〇、誤っているものにはXをつけなさい。

- 1 里親は、養育里親、養子縁組里親、親族里親の3類型である。
- 2 2016 (平成28) 年の児童福祉法の改正で養子縁組里親の法定化にともない、養子縁組里親を希望する者に、研修を義務づけ、欠格事由を設け、名簿登録を必須とした。
- 3 里親支援専門相談員は児童相談所に配置され、里親の支援を行っている。
- 4 里親が一時的に休息できる制度を、レスパイト・ケアという。
- 5 養子縁組里親は、認定要件に経済的困窮に関する規定はない。
- **6** 里親の申し込みの動機で最も多いのは、「子を育てたいから」である。
- **7** 小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)の養育者は、当該ファミリーホームに生活の本拠を置く者でなければならない。
- 8 2019 (令和元) 年の民法の改正で、特別養子縁組の対象年齢が、原則15歳未満に引き上げられた。
- **②** 都道府県の許可を受けていない事業者は、特別養子縁組のあっせんにかかわることができない。
- 10 養子縁組あっせん事業は、第1種社会福祉事業である。

- X 里親は4類型。このほかに専門里親がある。
- 2 🔾
- 3 × 児童相談所ではなく、里親支援を行う乳児院、児童養護施設に配置される。
- 4 ()
- 5 × 認定要件に「経済的に困窮していないこと」が規定されている。
- 6 ★ 最多は「児童福祉への理解から」である。
- 7 0
- 8
- 9 🔾

3社会的養護 ⑤施設養護

次の記述のうち、正しいものにはO、誤っているものにはXをつけなさい。

- 社会生活の適応が困難な子ども等のケアと治療は児童自立支援施設が担っている。
- 2 児童養護施設は、「障害等あり」の児童が約50%である。
- 3 児童自立支援施設は、都道府県に設置義務が課せられている。
- 4 児童心理治療施設は、2016(平成28)年の児童福祉法の改正で、情緒障害児短期治療施設から現施設名に名称を変更し、あわせて目的も改めた。
- **5** 地域小規模児童養護施設は、5~6人の要保護児童を、養育者の住居において養育する「家庭養護」である。
- 6 母子生活支援施設の入所理由の第1位は、「住宅事情」である。
- 7 児童自立生活援助事業は、1997 (平成9)年、児童福祉法に法定化された。

- 1 × 児童自立支援施設ではなく、児童心理治療施設である。
- 2 × 約37%である。
- 3
- 4
- 5 × 記述は、小規模住居型児童養育事業の説明。地域小規模住居型児童養護施設は、本体の児童養護施設とは別に、5~6人の子どもが、地域の住宅等で職員と生活を共にする家庭的養護である。
- 6 ★ 「配偶者からの暴力」である。「住宅事情」は第2位。
- 7 0